

論 説

金融商品会計における「開示」の役割

伊 丹 清

はじめに

- 1 特定の金融商品の開示——FASB ステイトメント第105号の検討
- 2 金融商品の公正価値の開示——FASB ステイトメント第107号の検討
- 3 金融派生商品の開示——FASB ステイトメント第119号の検討

おわりに

はじめに

FASB は、1986年に金融商品に関連するプロジェクトを審議事項に加えて以降、金融商品会計に関して精力的に取り組んでいる。だが、その作業は難航している。そのため、FASB は、金融商品会計を認識・測定と開示のふたつの側面にわけ、まず開示に関するステイトメントの発行に踏み切っている。その結果、現在までに、いくつかの金融商品の開示に関するステイトメントが発行されている。他方、認識・測定に関しては、1994年に FASB ステイトメント第115号『ある種の債務証券と持分証券への投資の会計』（*Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*）が発行されている。また、1996年6月に、金融派生商品についての公開草案『デリバティブおよび類似金融商品の会計ならびにヘッジ活動の会計』（*Accounting for Derivatives and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*）が出されている。この公開草案については、当初1997年6月30日までに最終ステイトメントが発行される予定であったが、現在その予定が若干延期されている⁽¹⁾。

このように金融商品会計を取り巻く状況は激しく変化しているが、本稿では、とくに開示に関するステイトメント、FASB ステイトメント第105号『オフバランスシート・リスクを伴う金融商品と与信リスクの集中する金融商品の開示』(*Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*—以下、SFAS 第105号と略す)、FASB ステイトメント第107号『金融商品の公正価値の開示』(*Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*—以下、SFAS 第107号と略す)、FASB ステイトメント第119号『金融派生商品と金融商品の公正価値の開示』(*Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*—以下、SFAS 第119号と略す)の三つをとりあげ検討する⁽²⁾。これら三つのステイトメントは、FASB によって、認識・測定のスイトメント発行に先立つ「中間段階 (interim step)⁽³⁾」として位置づけられている。それゆえ、公開草案では、SFAS 第105号と第119号の破棄と、第107号の一部改正が盛り込まれている⁽⁴⁾。本稿では、これらステイトメントの内容に検討を加えるとともに、現代会計の重要な問題である金融商品会計の一連の基準開発過程の中で、「開示」がどのような意味、役割をもつのかを明らかにする。

ところで、本稿でとりあげる金融商品および金融派生商品とはいかなるものであろうか。その点について、まずみておこう。FASB ステイトメントによれば、金融商品は、現金、実体の所有主持分の証拠ないしは以下の両特徴を有する契約と定義されている⁽⁵⁾。

- 1 ある実体に(1)第二の実体に現金または別の金融商品を引き渡すあるいは(2)潜在的に好ましくない条件のその他の金融商品を第二の実体と交換する契約上の義務を課すこと
- 2 第二の実体に(1)現金または別の金融商品を第一の実体から受取るあるいは(2)潜在的に好ましい条件のその他の金融商品を第一の実体と交換する契約上の権利を譲渡すること

また、金融派生商品については、先物契約、先渡契約、スワップならびにオ

プシオンとそして類似の特徴をもつその他の金融商品と定義されている⁽⁶⁾。これらの定義に沿った商品の開示方法の検討が本稿のテーマである。なお、SFAS第105号とSFAS第107号は、SFAS第119号により一部改正されており、本稿では改正後の内容に沿って検討する。

1 特定の金融商品の開示——FASB ステイトメント第105号の検討

FASB ステイトメント第105号『オフバランスシート・リスクを伴う金融商品と与信リスクの集中する金融商品の開示』(*Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*)は、現在のFASBの金融商品プロジェクトの開示に関する最初のステイトメントである。SFAS第105号はみずから、「おもに会計的損失 (accounting loss) というオフバランスシート・リスクを伴う金融商品についての情報のすべての実体に対する開示要件を設定する⁽⁷⁾」(下線——筆者)というように、リスク概念を軸に、損失面を強調している。この会計的損失とは、金融商品の権利と義務に対する与信リスクと市場リスクによる直接の結果として認識しなければならない損失と定義される。また、金融商品からの会計的損失というリスクとは、他の集団が契約条件にしたがって履行しないことから損失が発生する可能性(与信リスク)と、市場価格の将来の変動が金融商品の価額を下げるまたはより負担を大きくする可能性(市場リスク)、および窃盗ないしは物理的損失と定義されている。SFAS第105号は、このうち与信リスクと市場リスクのみを扱っている⁽⁸⁾。

SFAS第105号の適用対象は、すべての実体が保有する、会計的損失というオフバランスシート・リスクを伴うすべての金融商品と、そして与信リスクの集中を伴うすべての金融商品である⁽⁹⁾。なお、SFAS第105号では、オフバランスシート・リスクは、限定的に会計的損失というオフバランスシート・リスクを指すとされている。そして、オフバランスシート・リスクを有する金融商品とは、資産・負債として認識され、その認識額を越える会計的損失というリスクをもつもの、ならびに資産・負債として認識されず会計的損失というリス

クをもつものである。そのような金融商品の例としては、先物契約、金利スワップ、外貨スワップなどがある。そして、SFAS第105号は、それら金融商品の開示面についてのみ規定し、認識、測定または分類には変更を加えない⁽¹⁰⁾。

SFAS第105号が要求する開示内容は、オフバランスシート・リスクを伴う金融商品の「範囲、性質および条件」、オフバランスシートと信リスクを伴う金融商品の「与信リスク」、そしてすべての金融商品の「与信リスクの集中」の三つである。範囲、性質および条件については、トレーディング目的とトレーディング以外の目的に分けて、金融商品のカテゴリーごとに、財務諸表本体または注で以下の事項の開示が要求されている⁽¹¹⁾。

- 1 額面金額または契約金額（額面金額、契約金額がない場合は想定元本額）
- 2 性質と条件。これには、最低限、(1)その金融商品の与信リスクと市場リスク、(2)その金融商品の現金所要額（cash requirement）および(3)APBオピニオン第22号『会計方針の開示』の要件にしたがった関連する会計方針についての検討を含むものとする。

与信リスクについては、カテゴリーごとに以下の情報を財務諸表本体または注のどちらかで開示が求められる⁽¹²⁾。

- 1 もし金融商品にかかわるいずれかの集団が契約条件にしたがって完全に履行できないとするならば、また満期決済額の担保またはその他証券があつて、それが実体にとって価値がないことが証明されるとするならば、実体が被るであろう会計的損失額
- 2 与信リスクを帯びる金融商品を保証する担保またはその他証券を要求する実体の方針、その担保またはその他証券に対する実体の利用権（access）についての情報、およびそれらの金融商品を保証する担保またはその他証券の性質と手短な記述

与信リスクの集中については、相手が個人かグループかにかかわらず、重大なものすべてについて以下の点を開示すべきとしている⁽¹³⁾。

- 1 集中が確認される（共有の）活動、領域または経済的特徴についての情報

- 2 もし集中がある金融商品にかかわる集団が、契約条件にしたがって完全に履行できないとするならば、また満期決済額の担保またはその他証券があつて、それが実体にとって価値がないことが証明されるとするならば、その実体が被るであろう与信リスクによる会計的損失額
- 3 与信リスクを帯びる金融商品を保証する担保またはその他証券を要求する実体の方針、その担保またはその他証券に対する実体の利用権（access）についての情報、およびそれらの金融商品を保証する担保またはその他証券の性質と手短な記述

このように、FASB ステイトメント第105号では、オフバランスシート・リスクを伴う金融商品については、範囲、性質および条件ならびに与信リスクの開示が、そしてオンバランスの金融商品を含めすべての金融商品については、与信リスクの集中の開示が求められている。そこでの中心概念は「リスク」であり、それを軸に会計的損失の開示が求められている点が特徴といえよう。

2 金融商品の公正価値の開示 — FASB ステイトメント第107号の検討

FASBステイトメント第107号『金融商品の公正価値の開示』（*Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*）は、財務諸表で資産あるいは負債として認識されるかいなかを問わず、すなわちオンバランス、オフバランスにかかわらず、先に見た定義によるすべての金融商品の公正価値の開示を要求するものである。その際、トレーディング目的とトレーディング以外の目的に分けて開示することを求めている⁽¹⁴⁾。なお、SFAS 第107号も、財務諸表上の認識、測定、分類には変更を加えないとしている⁽¹⁵⁾。

SFAS 第107号は、公正価値の見積が実行可能な場合と実行不可能な場合に分けて、異なる内容の開示を求めている。見積が実行可能な場合には、(1)金融商品の公正価値と、(2)公正価値の見積方法与重要な仮定のふたつの開示が求められる⁽¹⁶⁾。また、見積が実行不可能な場合は、(1)金融商品ないしはクラスの公正価値の見積に関係する情報（たとえば、繰越額、実効利子率、満期日）と、(2)公正価値の見積が実行不可能な理由のふたつを開示することが求められる⁽¹⁷⁾。

ところで、SFAS 第107号では、金融商品の公正価値とは、強制的売却または清算目的での売却以外の、自発的に取引を行う集団間の現在の取引金額とされる。公開市場価格 (quoted market price) が利用できる場合、公正価値はその市場価格と取引単位数の積である⁽¹⁸⁾。そして、SFAS 第107号は、この公開市場価格が「金融商品の公正価値のもっともよい証拠⁽¹⁹⁾」だとして、公開市場価格での測定を基本に据えている。

また、SFAS 第107号における「実行可能」(practicable) とは、過大な費用をかけずに見積が行なえることを意味しているという。そして、それは動的な概念 (dynamic concept) であり、たとえば、ある実体または年度には実行可能なことが、別の実体あるいは別の年度には実行可能ではないかもしれないという。このように、実行可能とは弾力的なものである。さらに、SFAS 第107号は、一部の金融商品の公正価値の見積が実行可能ならば、その一部だけでも開示せよというのである⁽²⁰⁾。そこには、一部の金融商品の公正価値からでも開示を進め、財務諸表本体での認識を早急に合意化する意図が読みとれる。

以上のように、SFAS 第107号は、オンバランス、オフバランスにかかわらず、すべての金融商品について、公開市場価格を基本とする公正価値での開示を求めるものである。そして、そこでは、見積が実行可能なものだけでもまず開示せよというように、早急な開示の展開が求められている。

3 金融派生商品の開示 — FASB ステイメント第119号の検討

会計的損失というオフバランスシート・リスクを伴わないがゆえに、FASB ステイメント第105号の適用を受けない金融派生商品がある。FASB ステイメント第119号『金融派生商品と金融商品の公正価値の開示』(Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments) は、そのような金融派生商品についての開示を求めるものである。ちなみに、金融派生商品とは、先に見たように先物契約、先渡契約、スワップならびにオプションとそして類似の特徴をもつその他の金融商品を指している⁽²¹⁾。

SFAS 第119号は、開示にあたって、トレーディング目的とトレーディング

以外の目的に分けることを要求している⁽²²⁾。そして、会計的損失というオフバランスシートリスクを伴わず、SFAS第105号の適用を受けない金融派生商品について、財務諸表本体または注で、以下の情報を金融商品のカテゴリーごとに開示することを求めている⁽²³⁾。

- 1 額面金額または契約金額（額面金額、契約金額がない場合は想定元本額）
- 2 性質と条件。これには、最低限、(1)その金融商品の与信リスクと市場リスク、(2)その金融商品の現金所要額（cash requirement）および(3)APBオピニオン第22号『会計方針の開示』の要件にしたがった関連する会計方針についての検討を含むものとする。

この規定により、すべての金融派生商品の範囲、性質および条件が開示されることになる。なぜなら、オフバランスシート・リスクを伴う金融派生商品は、SFAS第105号の同内容の規定の適用を受けるからである。さらに、SFAS第119号は、トレーディング目的とトレーディング以外の目的別に、異なる追加情報を開示することを求めている。トレーディング目的の金融派生商品については、財務諸表本体または注で、以下の開示が要求されている⁽²⁴⁾。

- 1 金融派生商品の報告期中の平均公正価値（資産と負債を区別し、関連する期末公正価値とともに表示）
- 2 クラス、事業活動、リスクまたはトレーディング活動のマネジメントと矛盾しないその他カテゴリーごとに分割した、報告期中のトレーディング活動から発生する純利得または純損失と、そしてそれが損益計算書で報告される場所（くわえて、その分割がクラス以外で行われる場合は、そのような純利得または純損失が発生した金融派生商品、その他金融商品および非金融資産・負債のクラスの各カテゴリーごとの記述）

また、トレーディング以外の目的の金融派生商品については、以下の開示が要求されている⁽²⁵⁾。

- 1 金融派生商品を保有または発行する実体の目的、その目的を理解するのに必要な

事柄 (context) およびその目的達成のための戦略についての記述 (これには用いられる金融派生商品のクラスを含むものとする)

- 2 金融派生商品の各クラスの財務諸表での報告方法 (これには、保有または発行する金融派生商品を認識し、測定する方針、ないしは認識しない理由を含むものとする)。また、認識する場合は、その金融商品と関連する利得・損失が財政状態表と損益計算書で報告される場所
- 3 予定取引 (anticipated transaction) のヘッジとして保有または発行され、ヘッジとして計上される金融派生商品については、(1)リスクがヘッジされる予定取引についての記述 (予想される予定取引履行までの期間を含む)、(2)予定取引をヘッジするのに用いる金融派生商品のクラスについての記述、(3)繰延が明確な (explicitly deferred) ヘッジ利得・損失の額、および(4)ヘッジ会計により繰延られた利得または損失の利益 (earnings) への認識につながる取引またはその他事象についての記述

以上のように、SFAS 第119号は、SFAS 第105号で適用除外される会計的損失というオフバランスシート・リスクを伴わない金融派生商品を適用対象とし、すべての金融派生商品に対して範囲、性質および条件の開示を拡大している。また、トレーディング目的の金融派生商品に対して、期中の平均公正価値の開示を求め、公正価値開示の強化を図っている。

おわりに

本稿で検討したように、FASB ステイトメント第105号は、将来会計的損失が発生する可能性を有する、すなわちそのようなオフバランスシート・リスクを伴う金融商品について、その範囲、性質および条件と、そして与信リスクならびに与信リスクの集中の開示を求めるものである。FASB ステイトメント第107号は、オンバランス、オフバランスにかかわらず、すべての金融商品について、公開市場価格を基本とする公正価値での開示を求めるものである。また、それは、見積が実行可能なものだけでもまず開示せよというように、早急な開示の展開を求めている。また、FASB ステイトメント第119号は、FASB ステイトメント第105号で適用除外される金融派生商品を適用対象とし、すべての金

融派生商品に対して範囲、性質および条件の開示を拡大している。これら開示に関するステイトメントは、認識・測定のスイトメントの開発が困難をきわめ、それに先立つ中間段階（interim step）として発行が急がれた⁽²⁶⁾。では、これらステイトメントはどのような役割を担っているのでしょうか。

現在出されている公開草案『デリバティブおよび類似金融商品の会計ならびにヘッジ活動の会計』（*Accounting for Derivatives and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*）では、ヘッジか否かによって、異なる会計処理が提案されている。その特徴は次のごとくである。まず、ヘッジに指定されないデリバティブは、公正価値で測定し、その変動（利得・損失）は発生期間の利益（earnings）に認識する。ヘッジは、公正価値ヘッジ、予定取引（forecasted transaction）のキャッシュ・フロー・ヘッジ、海外業務への純投資の外貨エクスポージャーのヘッジに分けられる。前二者について見ると、公正価値ヘッジの場合は、ヘッジ手段とヘッジ対象項目両方を公正価値で測定する。そして、ヘッジ手段の公正価値の変動（利得・損失）は、すべて発生期間の利益（earnings）に認識する。また、ヘッジ対象項目の公正価値の変動（利得・損失）は、ヘッジ手段の変動によって相殺される範囲のみ利益（earnings）に認識する。他方、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段の公正価値の変動（利得・損失）は、その他の包括利益に含め、予定取引の履行予定日に利益（earnings）に認識する⁽²⁷⁾。このように、公開草案では、ヘッジに指定されない場合、利得・損失の認識の早期化が図られている。また、公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の利得・損失とヘッジ対象項目の損失・利得が同額であれば相殺されるが、オーバーヘッジのケースでは、相殺されないヘッジ手段の一部の利得・損失については、ヘッジに指定されない場合と同様、認識の早期化が図られる⁽²⁸⁾。くわえて、ヘッジの指定は判断によって弾力的になる可能性があり⁽²⁹⁾、認識の早期化の範囲が拡大することもありうる。さらに、FASBは、概念問題と測定問題が解決すれば全金融商品を公正価値で測定すべきと考えており、また、実現利得・損失と未実現利得・損失の区別は、金融商品に関しては適合性を失いつつあるという⁽³⁰⁾。すなわち、FASBは、デリバティブのみならず全金融商品について、「取得原価主義」の枠組みから離脱し、従

来、未実現とされ、認識されてこなかった利得・損失を早期に認識することを意図している。したがって、これら開示のステイトメントは、認識・測定に先立つ中間段階に止まらず、利得・損失の認識の早期化の「合意形成」を積極的に図る役割があるといえる。そして、ヘッジの弾力的な指定とあいまって、利得・損失の認識の早期化は利益額に従来よりも影響を与える可能性がある。とりわけ、FASB ステイトメント第105号では、リスク概念を軸に、会計的損失の開示が求められており、利得よりもむしろ「損失」の強調（利益の減少）に重点があると思われる。

注

- (1) Financial Accounting Standards Board, Status Report No.288, May 21, 1997, p. 1.
- (2) なお、これらステイトメントについては、米国財務会計基準（金融商品）研究委員会編『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向（上・下）』（財団法人企業財務制度研究会 1995年）がすでに出されている。
- (3) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.105, *Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*, 1990, par. 2.
- (4) Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Accounting for Derivatives and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*, June 1996, pars. 239 and 244.
- (5) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, 1991, par. 3.
なお、金融商品については、SFAS 第105号パラグラフ6でも定義されているが、本質的にこの定義と同じである（SFAS No.107, par. 4.）。
- (6) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.119, *Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*, 1994, par. 5.
- (7) SFAS No.105, Summary.
- (8) *Ibid.*, par. 7 and footnote 4.

(9) *Ibid.*, par.5. ただし、以下のものは適用除外される。

全開示要件適用除外 (*Ibid.*, par. 14.)

- 1 債務保証と投資契約以外の、FASB ステイトメント第60号『保険会社による会計と報告』と同第97号『保険会社によるある種の長期契約と投資の売却からの実現利得と損失についての会計と報告』で検討される保険契約
- 2 FASB ステイトメント第47号『長期債務の開示』の開示要件の適用を受ける無条件購入債務
- 3 FASB ステイトメント第35号『給付建て年金プランによる会計と報告』、同第87号『雇用者の年金会計』、同第81号『退職後健康保険と生命保険の便益の開示』、同第43号『有給休暇の会計』、ならびにAPBオピニオン第25号『従業員に対して発行される株式の会計』と同第12号『総括的意見 — 1967年』で定義される、年金便益、退職後健康保険と生命保険の便益、従業員株式オプションと株式購入プランおよびその他の形式の委譲された補償協定についての雇用者とプランの債務
- 4 FASB ステイトメント第87号の会計・報告要件の適用を受ける場合、プラン資産を含む年金プランの金融商品
- 5 FASB ステイトメント第76号『債務の消滅』の開示要件の適用を受ける実質的に消滅した債務と、その債務の実質的デフィアンダンスと関係する信託に保有されるあらゆる資産

与信リスクの集中の開示要件以外適用除外 (*Ibid.*, par. 15.)

- 1 FASB ステイトメント第13号『リース会計』で定義されるリース契約
- 2 支払勘定と支払手形、および発生金額になる、あるいは外貨建てで、FASB ステイトメント第52号『外貨換算』にしたがって財政状態表で換算または再測定された金額で計上されるその他の金額になるその他金融商品債務。ただし、(1)外国為替リスクとその他リスクからのオフバランスシート・リスクを有する金融商品の義務と、(2)外貨為替契約の義務を除く。

(10) *Ibid.*, pars. 9, 10, 11, 12, 13 and footnote 7.

(11) SFAS No.105, par. 17 and SFAS No.119, par. 14.

SFAS第105号は、SFAS第119号によって改正されており、本稿の本文では改正後の内容に従っている。なお、改正点については必要に応じて注に付記する。範囲、性質および条件についての改正は以下の点である (SFAS No. 119, par. 14.)。

- (1) 「クラス」という用語の「カテゴリー」への変更。
- (2) SFAS第119号のパラグラフ8 (本稿7ページ参照) のオフバランスシート・リスクを伴わない金融商品に対して、SFAS第105号の範囲、性質および条件の開示規定を適用すること。
- (3) SFAS第105号が開示を要求する範囲、性質および条件については、トレーディング目的とトレーディング以外の目的に分けて開示すること。

(12) SFAS No.105, par. 18 and SFAS No.119, par. 14.

なお、クラスという用語はカテゴリーに変更されている (SFAS No.119, par. 14.)。

(13) SFAS No.105, par. 20.

(14) SFAS No.119, par. 15.

(15) SFAS No.107, par. 7.

ただし、以下のものは除外するとしている (*Ibid.*, par. 8.)。

- 1 FASB ステイトメント第35号『給付建て年金プランによる会計と報告』、同第87号『雇用者の年金会計』、同第106号『年金以外の退職後便益の会計』、同第43号『有給休業の会計』、ならびにAPBオピニオン第25号『従業員に対して発行される株式の会計』と同第12号『総括的意見 — 1967年』で定義される、年金便益、健康保険と生命保険の便益を含むその他の退職後便益、従業員株式オプションと株式購入プランおよびその他の形式の繰延補償協定についての雇用者とプランの債務
 - 2 FASB ステイトメント第76号『債務の消滅』の開示要件の適用を受ける実質的に消滅した債務と、その債務の実質的デファイゼンスと関係する信託に保有されるあらゆる資産
 - 3 債務保証と投資契約以外の、FASB ステイトメント第60号『保険会社による会計と報告』と同第97号『保険会社によるある種の長期契約と投資の売却からの実現利得と損失についての会計と報告』で検討される保険契約
 - 4 FASB ステイトメント第13号『リース会計』で定義されるリース契約（解約リースから生ずる偶発債務と第三者のリース債務の保証はリース契約ではなく、本ステイトメントの範囲に含まれる。）
 - 5 保証債務と保証受益権
 - 6 FASB ステイトメント第47号『長期債務の開示』のパラグラフ6が定義する無条件購入債務
 - 7 APB オピニオン第18号『普通株投資会計の持分法』の要件にしたがって持分法で計上する投資
 - 8 連結子会社の少数株主持分
 - 9 連結子会社の持分投資
 - 10 実体が発行し、財政状態表で株主持分に分類される持分証券
- (16) *Ibid.*, par. 10.
- (17) *Ibid.*, par. 14.
- (18) *Ibid.*, par. 5.
- (19) *Ibid.*, par. 11.
- (20) *Ibid.*, par. 15.
- (21) SFAS No. 119, par. 5.
- (22) *Ibid.*, par. 9.

なお、トレーディング目的は、ディーリング、および公正価値で測定され、利得・損失が利益 (earnings) に認識されるその他のトレーディング活動を含むと説明されている (*Ibid.*, par. 9.)。

また、トレーディング目的とトレーディング以外の目的別の開示は、SFAS第119号での改正 (*Ibid.*, pars. 14 and 15.)により、SFAS第105号と第107号でも求められている。(詳しくは、本稿4-5ページ参照。)

(23) *Ibid.*, par. 8.

なお、金融商品のカテゴリーとは、金融商品のクラス、事業活動、リスクないしは金融商品のマネジメントと矛盾しないその他カテゴリーと説明されている (*Ibid.*, footnote 1.)。

(24) *Ibid.*, par. 10.

(25) *Ibid.*, par. 11.

(26) たとえば、FASB ステイトメント第119号では、1994年度の財務諸表に適用するため、公開草案に含まれていた例示を最終ステイトメントから外したという (Clark M. Anstis, *Illustrations of Financial Instrument Disclosures*, Financial Accounting Standards Board 1994, p. iii.)。

(27) Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*, June 20, 1996, pars. 10, 11, 13 and 24.

(28) なお、実務では、相関関係の事後比率は80-120%で、一貫してアンダーヘッジかオーバーヘッジになっており (Jane B. Adams and Corliss J. Montesi, *Major Issues Related to Hedge Accounting*, Financial Accounting Standards Board 1995, p.38.), 実務上オーバーヘッジが存在する可能性は高いと思われる。

(29) このような可能性について、L. タド・ジョンソンとロバート J. スヰリングア (L. Todd Johnson and Robert J. Swieringa) は、以下のように述べている。

「その(ヘッジ—筆者注)関係は、ヘッジ対象項目とヘッジ手段が契約、法律あるいは類似の手段で互いにリンクされていないがゆえに、抽象的なものである。その結果、ヘッジ関係は通常、きわめて容易に組み立てたり、解体することができる。ヘッジ関係は存在しても、会計目的ではそのようなものとして指定しない可能性がある。」(L. Todd Johnson and Robert J. Swieringa, "Derivative, Hedging and Comprehensive Income," *Accounting Horizons* Vol. 10. No. 4., American Accounting Association, p.114.)

(30) Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, pars. 91 and 98.

